

令和3年6月定例会 地方創生・行財政改革特別委員会の概要

日時 令和3年6月30日(水) 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時36分

場所 第3委員会室

出席委員 齊藤邦明委員長
飯塚俊彦副委員長
逢澤圭一郎委員、内沼博史委員、日下部伸三委員、田村琢実委員、本木茂委員、
平松大佑委員、松坂喜浩委員、山本正乃委員、田並尚明委員、権守幸男委員、
前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [企画財政部]
堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、
西村朗地域経営局長兼地域政策課長、島村克己企画総務課長
[危機管理防災部]
蓮沼弘行化学保安課副課長
[環境部]
宮原正行大気環境課長
尾崎範子水環境課副課長
河原塚啓史みどり自然課長
[保健医療部]
加藤孝之医療人材課長
黒澤万里子健康長寿課長
[農林部]
田村とき也農業ビジネス支援課副課長
[教育局]
石原雅樹財務課副課長

会議に付した事件

地方分権改革について
魅力ある地域づくりについて

逢澤委員

- 1 提案募集制度について、平成26年から令和2年まで131項目の提案をし、実現・対応が61件となっている。半数以上が実現されていないようだが、その理由と再提案の状況を伺う。
- 2 令和3年の提案募集について6月8日に提案が締め切られた旨の説明があったが、今後の具体的なスケジュールについて伺う。
- 3 就学支援金のマイナンバーを利用した手続は、生活保護受給者のマイナンバー取得が前提であると思われるが、周知はどのように行うのか。
- 4 市町村への権限移譲について、移譲事務の内容によっては、市町村が受け入れたくない事務があると思う。受け入れないことによって、市町村に不利益が生じることはないか。
- 5 令和2年度の移譲事務に係る法律数は全国5位とのことだが、移譲事務の増加に対する市町村の懸念や課題をどのように把握しているのか。

企画総務課長

- 1 実現に至らなかった理由は様々あるが、例えば、まちづくりに関して権限移譲を求めた提案では、「国として全国的な視点に立って事業を横展開する必要がある」などの理由から実現できなかったものである。また、規制緩和に関する提案としては、例えば国が運用する特定健診などのデータベースを地方が利用できるよう運用改善を求めた事案について、「制度改正の具体的な必要性が示されていない」ことを理由に実現されなかったものなどがある。次に、再提案の状況であるが、本県が再提案を行ったものは、「創業支援に関する事務・権限の都道府県への移譲」など全部で5件ある。国は、新たな支障事例や制度改正による効果や情勢に変化があったことを示さない限り、原則として関係府省との調整対象としていないことから、現実的には再提案に持ち込むことは高いハードルがある。必要なものであれば部局をフォローし再提案につなげていきたい。
- 2 今年の例でいうと、地方公共団体からの事前相談を経て、6月8日に内閣府への提案が締め切られた。今後、内閣府は、地方分権改革の推進に関する施策について審議等を行う地方分権改革有識者会議に諮るとともに、7月上旬には関係省庁に提案内容の検討を要請する。その後11月まで、内閣府が提案の実現に向けて提案団体の意見を随時聞きながら、関係省庁と調整を行う。最終的には12月中下旬に「地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、法律改正が伴うものについては、翌年の通常国会で地方分権一括法及び個別法で所要の改正が行われるという流れになっている。

財務課副課長

- 3 マイナンバーカードを利用して申請した場合、翌年度からは申請しなくても前年に提出したマイナンバーを利用して審査ができるシステムになっている。申請者の方にもメリットがあるので、そういったことを通じて周知していきたいと考えている。

田村委員

委員長、今の答弁について、マイナンバーカードとマイナンバーでは意味が異なる。確認していただきたい。

委員長

再度答弁を求める。

財務課副課長

申請の際にマイナンバーカードの写しを添付していただくことになっている。生活保護受給者の受給証明書以外でも、マイナンバーカードの写しの提出で翌年度の審査が申請していただかなくてもできるというメリットがある。

田村委員

それならば、マイナンバーを活用した手続ではなく、マイナンバーカードを活用した手続なのではないか。

財務課副課長

マイナンバーカードの写しの提出でマイナンバーのシステムを使い、申請者の税の申告状況や、生活保護の受給証明書の代わりになるものを情報として受け入れることができ、県として利用できるということになっているのでマイナンバーの活用ということになる。

田村委員

マイナンバーとマイナンバーカードは違う。マイナンバーカードのコピーを添付しての手続だとの説明だった。マイナンバーカードを持っていなくても、マイナンバーは皆が振られているのでマイナンバー申請は皆ができる。その区別がどうなっているのかを聞いている。今の答弁では分からない。

企画財政部長

恐らくマイナンバーでも対応は可能だと思うが、実務面としてマイナンバーカードで教育局としては運用させていただきたいという趣旨だと思う。委員会資料としてはマイナンバーカードと示したほうが適切だったかもしれない。

田村委員

これは重要なことで、マイナンバーカードで申請するのとマイナンバーで申請するのでは全く異なる。マイナンバーカードのコピーを提出させるということは、かなりの個人情報保存資料として行政に渡るということである。本来は番号で申請できるようにしなければならない。そこがポイントである。マイナンバーとマイナンバーカードについて、「かもしれない」との答弁だが、このような答弁で一体どう議論を進めるといいのか。

財務課副課長

答弁が適切でなく申し訳ない。手続上マイナンバーカードを提出していただくことになっているが、実際の審査に当たってはマイナンバーを使つての審査となるため、資料には、マイナンバーを活用と示した。

地域経営局長兼地域政策課長

4 権限移譲は市町村の意向に基づいて行っており、受け入れないからといって不利益が生じることはない。

- 5 懸念や課題として挙げられるのは「人員不足」である。行政改革により人員削減が進んでいることや、県とは違い、「専門の職員が少ない」ということから受けられないという場合がある。「人員不足」については、県では分権推進交付金によって、移譲により受ける事務量に応じた人件費を措置している。「専門の職員が少ない」ことに関しては、必要に応じて県職員の派遣や市町村からの実務研修生の受入れなどの支援を行うとともに、事務処理マニュアルの提示や研修会の実施などのサポートを行っている。可能な限り、市町村に受けていただけるよう働き掛けをしていきたいと考えている。

逢澤委員

- 1 今年度の移譲対象事務である「NPO法人の設立認証」について、市町村にノウハウがないため、市町村によって設立認証の判断が異なるのではないかと懸念があるがどうか。
- 2 「浄化槽管理者指導」について、専門知識を持った職員がいないため受け入れられないという状況があるようだが、市町村が抱えている不安をしっかりとバックアップするといったところまで説明があれば、市町村も手を挙げやすいのではないと思うが、どのように対応しているのか。

地域経営局長兼地域政策課長

- 1 市町村へ事務が移譲されても、処理基準は従前と同じである。しかしながら、移譲を受けた市町村のノウハウがないことで判断が微妙にずれるケースも想定される。そういうことがないように、事務処理要領等の提示や研修会を開催して、判断にずれが生じないように努めている。また、市町村から問合せがあった場合には、しっかりとサポートできる体制を整えていきたいと考えている。
- 2 浄化槽については、専門的知識がなくても受けられるような事務の移譲に努めているが、そうはいつでも専門的知識がないと処理しづらいという事務については、県環境管理事務所の専門職が、必要に応じて市町村に対して的確にアドバイスをしていくことによって、しっかりとフォローしていきたいと考えている。

内沼委員

- 1 コロナ禍で移住への関心の高まりが埼玉県でも見られるとの説明があったが、「住むなら埼玉」移住サポートセンターの相談人数、増加率、相談内容、市町村へつないだ人数、移住実績を伺う。
- 2 「農ある暮らしの魅力発信」というのは、各市町村が同じような名前でいろいろな施策を行っている。これは、埼玉県として各市町村が行っているものを発信していくのか、埼玉県が行っている農ある暮らしを市町村に行っていたいただいているものなのか見えずらい。どのような取組なのか。
- 3 移住につながる市町村による施設整備について、サテライトオフィスが令和2年度に1件、移住お試し住宅が令和元年に1件であり、埼玉県に移住の関心が高まっている割には利用されていないのではないかと懸念がある。この施策をどう考えているのか。

地域経営局長兼地域政策課長

- 1 「住むなら埼玉」移住サポートセンターの相談人数は、令和2年度493人で、平成29年度307人と比較して約1.6倍である。市町村等へつないだ人数及び移住実績は、平成30年度が70人、うち移住実績11人、令和元年度が70人、移住実績16

人、令和2年度が75人、移住実績が15人という状況である。

- 3 週1日から2日通勤し、残りを自宅でテレワークするという働き方が広がり、東京都に隣接した本県にとって追い風である。小川町で今年度新しくサテライトオフィスがオープンし、また、秩父地域の3町では国のテレワーク交付金によるサテライトオフィス整備の動きもある。市町村が、県のふるさと創造資金や国の交付金を活用して市町村によるテレワーク環境の整備を進めていけるよう周知していく。

農業ビジネス支援課副課長

- 2 県では技術的支援や広域的な部分でアドバイスをし、市町村においても住宅の支援や地域農業に溶け込んでいくための支援等を行っている。それぞれ別々にやっているだけでは進まないところもあるので、市町村と連携して農ある暮らしを推進している。

内沼委員

- 1 「住むなら埼玉」移住サポートセンターの運営費は、年間約3,400万円だが、移住実績件数はそれほどではない。これだけの予算も投入しており、今はチャンスであるので、もっと移住したいと思えるよう、センターに対する考え方を変えることも含め、相談人数を伸ばしていくべきではないか。
- 2 農ある暮らしは、農業ビジネス支援課で行っているから難しいかもしれないが、これは移住施策である。農業の魅力を知っていただきながら、その地域に住んでいただくという施策だと思う。農業ビジネス支援課というより、県として、農ある暮らしを市町村と連携してやっていく方が更なる魅力発信につながるのではないか。

地域経営局長兼地域政策課長

- 1 「住むなら埼玉」移住サポートセンターの相談業務の予算は年間約1,200万円だが、それでも予算に比べて相談件数が多いとは言えない。一歩ずつ実績を積み上げているが、まだまだ努力していく必要がある。今後は、相談件数を上げていくため、プロモーションやイベント等でPRしていく。移住につなげていくために、市町村がきめ細やかな対応をしていけるよう支援していく。今年度は、先輩移住者をネットワーク化し、移住相談者をサポートセンターから市町村へつなぎ、その先輩移住者と交流してもらうなど、様々な取組で移住が進むよう取り組んでいく。

農業ビジネス支援課副課長

- 2 農ある暮らしによる移住が移住施策としてしっかり進むよう、進んだ事例や良い事例を広く市町村に広めるなど、市町村と連携していく。

平松委員

移住施策を進めている市町村は、財源や職員数が県南部の市町村と比べて少ないが、移住施策を進めていくためには、県がより能動的に関わっていくべきではないか。

地域経営局長兼地域政策課長

御指摘のとおり、移住施策に積極的に取り組んでいる市町村は人口減少が進み財政的に弱い部分がある。県は、サテライトオフィスや移住お試し住宅のハード整備をふるさと創造資金で財政支援している。あわせて、企業等と連携して人を呼び込む取組等を県として能動的に進めていく。

迫られることがあるようだが、これらがスムーズに進むような体制を県として考えてほしいと思うがどうか。

農業ビジネス支援課副課長

農地の取得など制度の部分もあるが、実際に農業を行っていくに当たっては、地域に溶け込んでいくことも重要である。地域ごとにいろいろな農業のルールもある。それらを含めスムーズに移住できるよう、市町村と連携して取り組んでいく。

田並委員

- 1 移住に関心がある東京圏在住者の割合のアンケートについて、分母となる人の数などはどうなっているか。
- 2 生産年齢人口を増やすという意味では、移住者数に目標が必要ではないか。
- 3 目標を立てて移住戦略を行う中で、県と市町村共通の移住者に対するインセンティブが必要ではないか。以前、奥多摩で、町が主体となってリフォームした古民家に対し、何十倍という抽選を経て引っ越したということがあった。家賃を安くするのか固定資産税を1年間減免するのかは分からないが、例えば市町村が実施したいと言ったら埼玉県が半分負担するなど、共通のインセンティブがあるといいと思うがどうか。
- 4 農ある暮らしのターゲットは、農家を目指す方なのか、家庭菜園を希望する方なのか。その他、近くの畑で野菜を作って、その野菜を使ってレストランを開くなども農ある暮らしだと思うが、こういったところをターゲットとしているのか。

地域経営局長兼地域政策課長

- 1 資料3の1(2)①、②と、(3)①は、内閣府が令和2年12月に公表したアンケート結果である。調査方法はインターネット調査、回収数は10,128、年齢は15歳から89歳である。また、資料3の1(2)③、(3)②と③は、KDDI総合研究所の令和2年10月の調査によるもので、調査方法はインターネット調査、回収数は5,017、年齢は20歳から59歳となっている。
- 2 移住の定義が難しく、県の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では人口の社会増が年間17,036人を下回らないということが目標となっている。
- 3 平松委員からも御質問があった、本県に移住したらどのような魅力があるのか、更に研究を深め発信していく。

農業ビジネス支援課副課長

- 4 本格的に農業を目指す方だけでなく、市民農園で農業を体験したいといった方も対象と考えている。「農業に触れたい」という移住希望者に詳しく話を聞いてみると、実は本格的な農業より、市民農園で少しできれば足りるという方もいるため、幅を持たせて農ある暮らしを捉えている。

日下部委員

- 1 それぞれの地域が魅力発信に努力していると思うが、やはり県南都市部に人口が集中している状況である。例えば、県民税と法人事業税を人口減少率5%以上の地域を低くして、減少していない地域を高くしたら人口は均一化されると思うがどうか。
- 2 制度的に地域で税額を変えることが可能なのか。税金は県内画一でないといけないのか。

企画財政部長

- 1 県税条例については一つの条例で運用している。また、サービスのバランスから考えても、不均衡が生じるということは受け入れられないと思われるため、難しいと考える。
- 2 制度的に可能かどうかは、税務課に確認をしないと回答が難しい。

前原委員

- 1 移住お試し住宅の整備について、一定期間試しに居住する場合はどのくらいの期間か。四季折々の変化を体験できなければ、移住の判断材料にならないのではないか。
- 2 埼玉県への移住を相談したものの移住をしなかった理由については把握しているのか。
- 3 資料の人口減少の図は、カラー刷りの方が分かりやすいので、御一考いただけないか。
- 4 人口減少率5%以上の地域は緑が多いため自然を生かしたまちづくりとして対応していかないと、どんどん広がっていきってしまうと懸念している。どのように考えているのか。

地域経営局長兼地域政策課長

- 1 移住お試し住宅の居住期間は、市町村ごとに様々だが、おおむね1週間から2週間程度である。利用者の中には、「夏に試したけど、今度は冬に住んでみたい」という方がおり、市町村ではこういった方にも対応していると聞いている。
- 2 相談したが埼玉県への移住をやめた理由については、移住をしなかった方へのフォローが難しく、市町村につないだ後、音沙汰がないような場合はサポートができていない。
- 3 資料について、今後は分かりやすく作りたい。
- 4 自然を生かしたまちづくりは、移住者を呼び込む上で非常に大事な部分であることから、テレワーク環境など利便性を高めると同時に、自然を大切に、移住者を呼び込むよう市町村と進めていきたい。

前原委員

若い人を呼び込もうとしているが、高齢者が交通弱者になっていることから、移動の自由が保障されている環境が必要である。地域交通を充実させて、魅力ある地域づくりにつなげていく観点が必要ではないか。

地域経営局長兼地域政策課長

移住を進めている秩父地域や県北地域では、特に地域の足を確保することが課題であると認識している。市町村ではオンデマンドタクシーで高齢者の日常の足を確保する取組を行っているところがある。採算性が十分確保できず広がっていないが、御指摘の点を念頭に置いて、市町村を支援する必要があると認識している。

前原委員

地方分権に関して、国は地方へ権限移譲する際、仕事は地方へ押し付けるが、財源は期間限定で後は自助努力ということがある。このため地方では採算が合わず、事業を打ち切る場合があるが、利用する住民にとってはサービス低下となる。事業を採算で判断するのではなく、利用者の人権を守るという視点で判断すべきであり、オンデマンドタクシー事

業などは、一旦国に返し、点検させるような国とのやり取りが必要であると考えるがどうか。

地域経営局長兼地域政策課長

国から地方への権限移譲に際しては、税源の移譲も併せて行われている。県から市町村への権限移譲に際しても、人件費相当の交付金を支給している。権限に見合った形で必要な財政措置、税源移譲が行われている。オンデマンドタクシーについては、それぞれの自治体が、事業を実施していく中で、民間企業のように黒字ということではなく、一定の公費を入れながら、持続可能に事業を運営していくことができるかどうかという視点から、持続性の確保が難しい旨を申し上げた。

田村委員

1点確認させていただきたい。先ほどの逢澤委員の質問の中で、就学支援金のマイナンバーを活用した手続の簡素化のところで、申請者がマイナンバーカードのコピーを添付して申請するとの説明があったが間違いないか。

財務課副課長

申請時にマイナンバーカードの写しを添付していただいている。ただマイナンバーカードに限定せず、通知カードの写しでもそれに代わるという形で行っている。

田村委員

申請書にマイナンバーを記載すればいいのであって、なぜカードのコピーを届けなければならぬのか。情報管理が危うくなるのに、なぜ必要なのか。

財務課副課長

高等学校等就学支援金制度は法律で規定されており、基本的な事務処理は文部科学省が示す事務処理要領に基づき行っている。マイナンバーカードの写しについては、その中で添付することになっている。

田村委員

手続の簡素化を内閣府に届け出て実現したとのことだが、埼玉県が、番号を記入すればよく、写しは必要ないと申し出れば、認められる可能性が高い手続ではないのか。写しを提出するのでは情報漏洩の危険性もある。行政手続の簡素化であるならば、写しを提出するのではなく、番号を記載するよう簡素化した方がよかったのではないか。

財務課副課長

今回の提案は、申請者の利便性の向上ということで、マイナンバーを利用すれば生活保護受給証明書は必要ないという形としている。委員御指摘のとおり、マイナンバーカードの写しを提出することによる個人情報管理の難しさは非常に重要なことである。ただ、国の制度を法定受託事務として県で行っているものであり、制度の内容をどこまで変えられるのかこの場で答えるのは難しいが、問題意識をもって今後も事務に取り組んでいく。